

設計業務委託仕様書

京都市美術館再整備工事設計業務委託
ただし、建築及び設備工事基本設計業務委託

平成27年4月

京都市都市計画局公共建築部公共建築建設課

第1章 設計業務概要等

1 委託業務名

京都市美術館再整備工事設計業務委託
ただし、建築及び設備工事基本設計業務委託

2 履行期間

契約の日の翌日から平成28年3月31日まで

3 本業務の趣旨

京都市美術館は、昭和3年に京都で挙行された天皇即位の大礼を慶祝記念し、日本で二番目の大規模公立美術館として、昭和8年11月13日に「大礼記念京都美術館」の名称で開設された。収蔵作品は京都画壇をはじめ優れた作家の名作3千点にも及び、今でこそ近代の作品中心に映るが、開館当時から同時代の作品を収蔵してきた成果である。また、海外の著名作家やコレクションの展覧会、時代時代の重要な美術展の開催等、いつの時代においても、京都の文化芸術を牽引する重要な役割を担ってきた。

現建物は、設計競技の公募で一等入選した前田健二郎の設計図案を元に建設された当時のまま現存する国内最古の公立美術館である。帝冠様式の外観等建築当時の表現は、近代建築として高い歴史的・文化的価値を有しており、大理石で装飾された重厚なロビー空間や自然光を取り入れた展示空間と共に多くの来館者を魅了してきた。

一方、開館から80年以上経過した本美術館は、建物・設備両面からの老朽化をはじめ、展示・収蔵スペースの不足や、入館者サービス等の多くの課題を抱え、社会情勢の変化に伴う美術館としての役割の多様化及び文化芸術の発信拠点としての機能充実等にも対応した再整備が急務とされている。

このため、「創建80周年目のイノベーション」として、平成26年3月に「京都市美術館将来構想」（以下「将来構想」という。）を策定し、「未来に向けて歴史を紡いでいく美術館」、「幅広い世代の人々が集う美術館」、「ゆったり滞在し、ゆっくり楽しめる美術館」及び「日本の文化芸術を牽引し、世界の人々を魅了する美術館」という京都市美術館の目指すべき4つの方向性を示した。

また、これらの方向性を実現するため、平成27年3月に導入すべき機能や必要諸室、その規模などを調査、検討し、より具体的な再整備の内容を「京都市美術館再整備基本計画」（以下「基本計画」という。）として策定した。

本業務は、これら将来構想及び基本計画に基づき、美術館再整備の基本設計を行うものであるが、京都市美術館の目指すべき4つの方向性を遵守しつつも、日本を代表する文化・交流ゾーンである岡崎地域にふさわしい新たな提案にも期待したい。

なお、基本計画に示した主な整備方針では、わが国を代表する近代建築である美術館本館（以下「本館」という。）については将来的な文化財指定を視野に入れ、その風格と魅力を最大限に発揮する再整備を目指しており、外観や内観等建物の保存に配慮しつつ、現代のニーズに合わせた再整備を行うとともに、中庭を再生し、憩いや展示空間としての活用も検討する。

他方、新たに整備する新棟については、現代アートをはじめとした展示も可能な新たな展示スペースの創設や将来のコレクションの充実も見据えた収蔵スペースの拡充、美術館の社会教育機能充実のためのスペースやカフェ・レストラン、ミュージアムショップをはじめとするアメニティ施設の整備を検討する。新棟整備に当たっては本館との調和を十分図ったうえで、伝統と革新が融合した新しい魅力的なデザインも検討する。

また、岡崎地域全体の関連性を考えながら、美術館敷地全体のゾーニングや活用計画についても具体的に検討する。

4 敷地概要

- (1) 敷地所在 京都市左京区岡崎円勝寺町1 2 4 (別紙1)
- (2) 敷地面積 約24,331㎡
- (3) 用途地域 第2種住居地域(建ぺい率60%,容積率200%)
 - ※ 建ぺい率は、岡崎公園地区特別修景地域により40%
- (4) 高度地区 15m第2種高度地区
- (5) 防火地域 建築基準法第22条の区域
- (6) その他の地域地区等

都市公園(岡崎公園)

特別用途地区(岡崎文化芸術・交流拠点地区)

地区計画(岡崎文化・交流地区)

風致地区 第5種地域

岡崎公園地区特別修景地域

埋蔵文化財包蔵地

※ 埋蔵文化財の発掘調査については、後述の新棟建設想定範囲(以下「想定範囲」という。)において、平成26年度から3箇年の予定で実施中である。想定範囲の一部(北西部分)における平成26年度の調査では、保存すべき遺跡が発見されていないが、今後の調査結果によっては、新棟の計画内容等に影響する可能性がある。

5 本業務の概要

(1) 本館等の改修等工事に係る基本設計

本館、収蔵庫棟及び事務所棟の改修等工事に係る基本設計業務である。

本館及び収蔵庫棟の改修等工事については、我が国を代表する近代建築である本館建築物の風格を失うことなく保存し、老朽化した部分や、機能低下した設備機器の更新、展示機能とアメニティ機能の充実を図ったうえで、建築物の一部について文化庁の公開承認施設に適合させるとともに、本館が将来的に文化財指定を受けることを目指している(公開承認施設の承認水準で整備する室:展示室1階北ゾーン、展示室1階南ゾーン及び収蔵庫棟等)。

中庭については、既存の設備機器を移設、屋根設置のうえ、憩いのスペース、展示空間として整備する方針である。併せて、本館等既存建築物における建築基準法等の既存不適

格条文の整理及び「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」の適用も含めた対応方法について検討・整理する。

また、事務所棟については、アートを意識したショップ、レストランなどにより、美術館と関連のある賑わい施設への転用を図る。

本業務については、既存資料や現地の調査等を踏まえて、具体的な改修方針を導き出し、工事内容、方法等について決定するものである。

なお、基本計画において想定している工事内容は以下によるほか、本館等の改修に関する詳細は別紙2による。

- ア 内装改修工事
- イ 展示室窓紫外線対策工事
- ウ 便所新設・改修工事
- エ 大展示室床改修工事
- オ 収蔵庫空調設備改修
- カ 展示ケース工事
- キ 東西南北ロビー内装補修工事
- ク 東側一時搬入出棟増築工事
- ケ 西側新棟連絡棟増築工事
- コ 銅板屋根葺替工事
- サ 2階天井ステンドグラス修理工事
- シ 外壁劣化対策工事
- ス 外部建具劣化対策工事
- セ 中庭屋根設置工事
- ソ 屋外施設工事
- タ 事務所棟改修工事
- チ 上記に係る電気設備工事
- ツ 上記に係る空調設備工事
- テ 上記に係る衛生設備工事
- ト 上記に係る昇降機設備工事
- ナ その他

(改修対象建築物の概要) ※ 基本計画から

	本館	収蔵庫棟	事務所棟
構造, 階数	鉄筋コンクリート造 地上2階地下1階建て	鉄筋コンクリート造 地上1階地下1階建て	木造 地上2階地下1階建て
竣工年 (築年数)	昭和8年(1933年)竣工 (築81年)	昭和47年(1972年)竣工 (築42年)	昭和8年(1933年)竣工 (築81年)
床面積 (容積率)	9,349 m ² (38.4%)	1,790 m ² (7.4%)	768 m ² (3.2%)
	合計: 11,907 m ² (49.0%)		
建築面積 (建ぺい率)	4,657 m ² (19.1%)	1,465 m ² (6.0%)	274 m ² (1.1%)
	合計: 6,396 m ² (26.3%)		
主な諸室	展示室: 24室 (本館1階: 11室 本館2階: 13室)	収蔵庫: 3室 (約278 m ² /室)	事務室(2室), 館長室 会議室, 資料室, 書庫 など
その他	陳列面積: 5,039 m ² 総壁面長: 1,832m	—	—

(2) 本館等の耐震改修工事に係る耐震診断及び概略補強設計

本館, 収蔵庫及び事務所棟に係る耐震診断及び概略補強設計業務である。

設計図書を参考に, 建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「耐震促進法」という。)等に基づく耐震診断を実施し, 関係者と十分協議したうえで, 建築物の特徴を踏まえて, 施工の実現可能性, 費用対効果を踏まえた補強方法を作成し, 基本設計図書に反映する。特に, 本館については, 建築物の風格を失うことなく保存し, 文化庁公開承認施設水準で整備すること及び将来の文化財指定を目標としていることを踏まえたものとする。また, 目標とする I_s 値について, 本館及び収蔵庫棟は0.7以上, 事務所棟は0.6以上とし, 収蔵庫棟の補強が必要となる場合においては, 収蔵品を一時搬出するための具体的な案も含めた概略補強設計を行うこととする。

(3) 新棟増築工事に係る基本設計

新棟増築工事に係る基本設計業務である。

新棟増築工事については, 将来的に文化財指定を目指す20世紀の本館に加え, 建物自体が作品ともいえる21世紀の新棟を建設し, 文化芸術都市・京都の新たなシンボルとなる美術館を目指す。そのため, 新棟は, 東山を借景にした本館との調和を図った, 優れた建築デザインとするとともに, 地下空間の大胆な活用も含め整備するものとし, 展示, 収蔵, 教育普及及びアメニティ機能の拡張を実現することを方針とする。本業務については, 新棟部分に係る技術的な検証を実施したうえで図面化するものである。

(計画建築物の概要)

ア 延べ面積 約6,300 m²(想定)

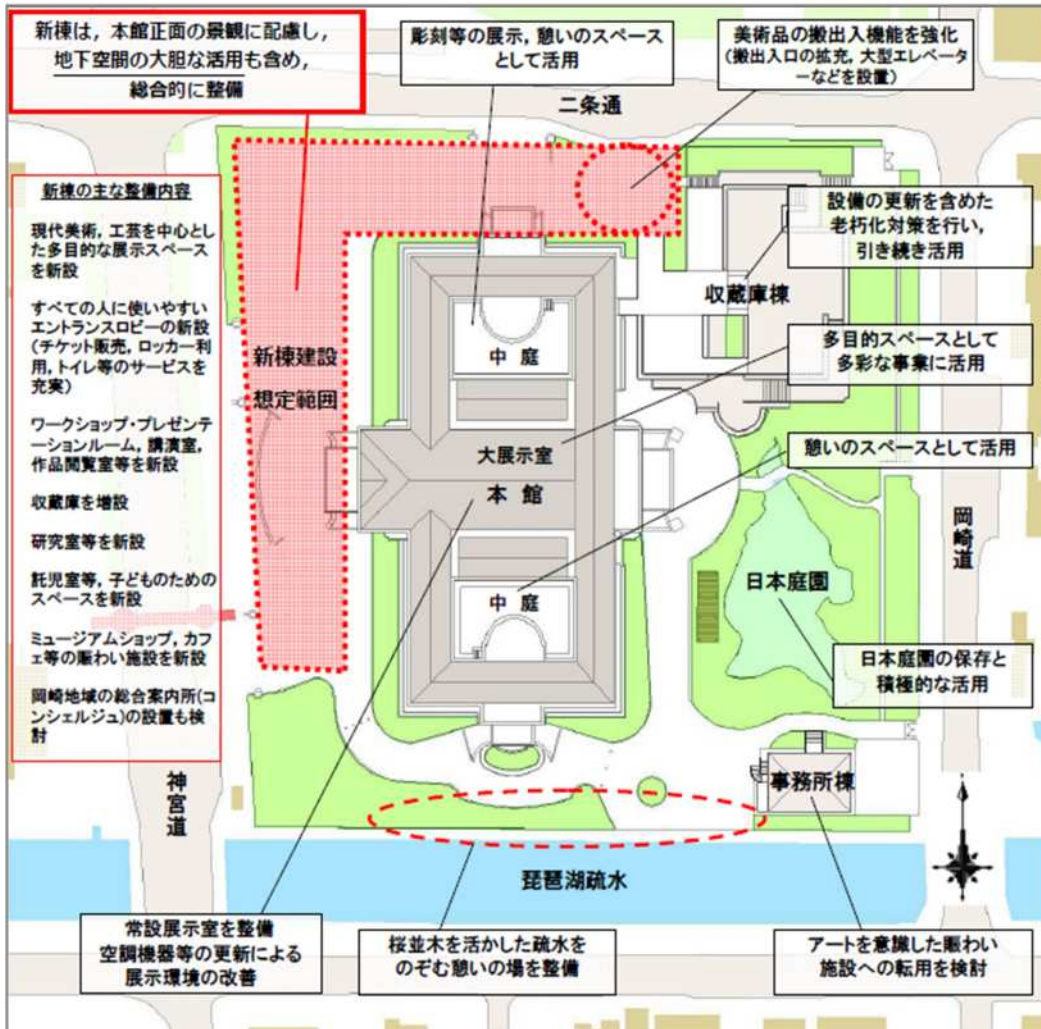
イ 耐震安全性の分類

(ア) 構造体 II類(安全率1.25倍)

- (イ) 構造非構造部材 A類
- (ウ) 建築設備 乙類
- ウ 電気設備 電気設備一式
- エ 機械設備 空調・衛生（疏水含む）設備一式
- オ 想定諸室等（面積は参考 ※ 本業務の検討過程で変更する可能性がある。）

室名	想定面積
美術展示スペース（現代美術の展示も可能）	約2,000㎡
ワークショップリーム	約150㎡
講演室	約200㎡
カフェ・ショップ	約180㎡
エントランスロビー	約500㎡
研究室等	約200㎡
搬入出関連室	約400㎡
收藏庫	約1,000㎡
その他（共用廊下、階段等）	適宜
合計	約6,300㎡

（整備の全体概要） ※ 基本計画から



6 整備スケジュール（参考）

平成27年度	基本設計 (実施設計以降の基本設計者の関わり方については、協議を行う。)
平成28年度以降	実施設計及び工事（設計施工一括発注を含めた検討）
平成30年度中	オープン予定（全体を一括整備）

7 その他

本業務については、基本的には、本館改修と新棟増築を同時に整備する予定であるが、財政状況等により、2期に分けた2段階施工も可能な計画とする。

その場合は、第1期は本館等の改修等工事及び本館等の耐震改修工事を実施した後、第2期として新棟増築工事を実施する想定とする。

また、第2期工事については、美術館を開館した状態での工事となることも想定する。

なお、その他の設計条件については、基本計画によるほか、詳細については本業務において指示する。

第2章 設計業務の範囲

設計業務は、一般業務及び追加業務とし、内容及び範囲は次による。

1 一般業務

一般業務の内容は、平成21年国土交通省告示第15号（以下「告示」という。）別添一第1項に掲げるものとし、範囲は別表第1のとおりとする。

なお、別表3-1及び別表3-2に業務内容の補足を記載している。

2 追加業務

追加業務の内容及び範囲は、別表第2のとおりとする。

なお、別表3-1及び別表3-2に業務内容の補足を記載している。

第3章 業務の実施

1 業務の着手

受注者は、契約締結後14日以内に業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、管理技術者が、本市の監督員と打合せを開始することをいう。

2 業務条件

受注者は、次の事項を遵守すること。

(1) 本書第1章及び第2章の内容、適用基準図書及び別添の資料に基づき業務を行う。

- (2) 監督員と十分に連絡を取りながら業務を進めるとともに、主な設計方針等については、監督員の指示又は承諾を得る。
- (3) 各種関係法令及び基準等を遵守する。
- (4) 業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 計算書に、計算に使用した理論、公式、適用基準等並びにその計算過程を明記するものとする。
- (6) 本業務委託の設計に当たっては、本市が別途発注する業務委託（地質調査、埋蔵文化財調査等）の結果を踏まえ、設計業務を行うこと。

3 電子納品

- (1) 本業務は電子納品の対象業務とする。電子納品は、「京都市都市計画局電子納品（建築設計業務）要領(案)」に基づいて行うものとする。本業務の電子納品対象書類は、設計図、基本設計説明書、計画通知図書、構造計算書、防災計画書、内訳書及び代価表、各種計算書、省エネルギー関係計算書、実施設計説明書のうち、別表にて指定するものとする。
- (2) 図面等を CAD により作成する際は、建築 CAD 図面作成要領(案)（国土交通省大臣官房官庁営繕部）の最新版により作成するものとし、レイヤの構成は、この作成要領(案)のレベル 2 を満足すること。
- (3) 電子納品の成果物は、電子媒体(CD-R)で正、副各 1 部提出する。
電子納品の成果物に加え、設計図のみを電子媒体（CD-R）で 1 部提出すること。
- (4) 電子納品の成果物の提出の際には、電子成果物作成支援・検査システム（国土交通省大臣官房官庁営繕部）により、エラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを行いウイルスが存在していないことを確認したうえで提出するものとする。
- (5) その他、電子納品に関する詳細な取扱については、監督員と受注者で協議のうえ、決定する。

4 適用基準等

業務の遂行に当たっては、第 3 章 1 4 の貸与品等、第 3 章 2 の業務条件によるほか、次の内容が記載された国土交通大臣官房官庁営繕部・国土交通省住宅局建築指導課・その他官公署監修の図書を熟知し、適切に行うものとする。適用基準等で市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

(1) 建 築

- ア 設計指針に関するもの
- イ 設計図書作成に関するもの
- ウ 各部設計の指針に関するもの
- エ 設計図書の一部として作成されているもの
- オ 建築積算に関するもの
- カ その他

（ア～カの詳細は後述の適用基準図書の一覧（1）建築による。）

(2) 設 備

- ア 設計指針に関するもの
- イ 設計図書作成に関するもの
- ウ 設計図書の一部として作成されているもの
- エ 積算に関するもの
- オ その他

(ア～オの詳細は後述の適用基準図書の一覧(2)設備による。)

5 特殊な工法等

受注者は、特殊な工法・材料・製品等を採用しようとする場合には、あらかじめ、監督員と協議し承諾を受けなければならない。

6 提出書類等

受注者は、業務の各段階において、次の書面を速やかに提出しなければならない。

(1) 契約締結後

- ア 業務工程表 2部
- イ 管理技術者等通知書(管理技術者及び設計担当者の経歴書並びに資格を有することの証明書の写し(原本は提示)を含む。) 2部
- ウ 協力事務所等通知書(協力事務所がある場合。その事務所概要と担当技術者名簿及びその他監督員が必要に応じ指示するもの) 2部

(2) 前払時(前払金を請求する場合)

- ア 前払に係る委託料支払請求書 2部
- イ 保証証書 正1部 副1部
- ウ 振込依頼書(必要時) 1部

(3) 完了時

- ア 完了通知書 2部
- イ 成果物納入届 2部
- ウ 請求書 2部
- エ 振込依頼書(必要時) 1部

7 プロポーザル方式による手続きを経て業務を受注した場合の業務履行

受注者は、プロポーザル方式による手続きを経て設計業務を受託した場合には、特別の理由があると認めた場合を除き、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行しなければならない。

8 再委託

業務委託契約書(以下「契約書」という。)第11条第1項に規定する主たる部分は、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分とする。

9 特許権等の使用

受注者は、特許権等の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

10 共同企業体

本業務については、複数の事業者で構成される共同企業体としての参加を可能とする。
なお、共同企業体として参加する場合は、協定書の写しを提出するものとする。

11 監督員の権限

契約書第13条第2項で定める監督員の権限は、同項各号に掲げるとおりとする。

12 管理技術者等の資格要件

(1) 管理技術者の資格要件

受注者は、業務遂行に当たって、実務経験が豊富であり、誠実かつ責任感のある管理技術者を選定し、その者の経歴及び資格を書面にて監督員に提出し、承諾を得るものとする。

管理技術者は、本業務に係る設計趣旨及び内容を総括的に反映できる者とし、一級建築士資格取得後10年以上の実務経験を有する者でなければならない。

また、管理技術者は、(2)の建築設計者を兼ねることができない。

なお、業務履行期間中において、その者が管理技術者として著しく不相当と監督員がみなした場合は、受注者は、速やかに適正な措置を講じるものとする。

(2) 設計担当者等の資格要件

受注者は、次の各号に掲げる設計担当者等を選定しなければならない。建築設計者、電気設計者及び機械設計者はそれぞれ2名以上(第1章5(1)及び(2)に係る業務:1名以上、第1章5(3)に係る業務:1名以上)を選定すること。

ただし、第1章5(1)及び(2)に係る業務の建築設計者は、イの耐震診断担当者を兼ねることができる。

なお、業務履行期間中において、設計担当者等が業務を担当するに当たり、著しく不相当であると監督員がみなした場合は、受注者は、速やかに適正な措置を講じるものとする。

ア 建築設計者(次の(ア)～(イ)のいずれかに該当する者)

(ア) 一級建築士資格取得後2年以上の建築設計実務経験を有する者

(イ) 二級建築士資格取得後7年以上の建築設計実務経験を有する者

注1 実務経験の年数は、一般事務等に従事した期間以外の在職期間とする。

一般事務等とは、建築設計との関連が少なく建築設計に関する知識及び技能の必要性が少ない業務(単なる写図、設計補助等)、建築に関する知識及び技能を必要としない内容の庶務、会計、労務等の業務等を指す。

イ 耐震診断担当者(次の(ア)～(イ)に掲げる全ての条件を満たす者)

(ア) 平成14年度以降に、耐震促進法第14条第1号に規定する特定既存耐震不適格建築物を対象とし、同法第4条第2項第3号に規定する指針に基づき実施した耐震診断に係る「判定」又は同法第17条第3項に基づく「認定」を取得した業務を履行した

実績を有する者

(イ) 一級建築士取得後5年以上の実務経験を有する者で、耐震診断に関する次の講習会のいずれかを受講し終了していること。

a 一般社団法人文教施設協会主催のいずれかの講習

(a) 平成13年12月の「既存コンクリート造・鉄骨造（屋内運動場等）学校建築物の耐震診断・耐震補強設計講習会」

(b) 「既存コンクリート造（2001年改訂）・鉄骨造（屋内運動場等）学校建築物の耐震診断・耐震補強設計講習会」

(c) 「既存コンクリート造（2001年改訂版）学校建築物の耐震診断・耐震補強設計講習会」

b 一般財団法人日本建築防災協会主催のいずれかの講習会

(a) 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針（2001年改訂版）講習会」

(b) 「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針（2009年改訂版）講習会」

(c) 「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針（2011年改訂版）講習会」

ウ 電気設計者（次の（ア）～（オ）のいずれかに該当する者）

（ア）設備設計一級建築士で電気設備設計の実務経験を有する者

（イ）建築設備士で電気設備設計の実務経験を有する者

（ウ）大学（電気に関する専門課程）卒業後5年以上の電気設備設計の実務経験を有する者

（エ）高等学校（電気に関する専門課程）卒業後8年以上の電気設備設計の実務経験を有する者

（オ）10年以上の電気設備設計の実務経験を有する者

注1 上記（ウ）～（オ）に記す実務経験年数の2分の1以上を上限として、「電気設備設計の実務経験」を「電気設備工事施工の実務経験」に読み替えることができるものとする。

注2 実務経験の年数は、一般事務等に従事した期間以外の在職期間とする。

一般事務等とは、建築設備との関連が少なく建築設備に関する知識及び技能の必要性が少ない業務（単なる写図、設計補助等）、建築設備に関する知識及び技能を必要としない内容の庶務、会計、労務等の業務等を指す。

エ 機械設計者（次の（ア）～（キ）のいずれかに該当する者）

（ア）設備設計一級建築士で機械設備設計の実務経験を有する者

（イ）建築設備士で機械設備設計の実務経験を有する者

（ウ）1級管工事施工管理技士資格取得後3年以上の機械設備設計の実務経験を有する者

（エ）（公社）空気調和・衛生工学会の設備士資格取得後3年以上の機械設備設計の実務経験を有する者

（オ）大学（機械に関する専門課程）卒業後5年以上の機械設備設計の実務経験を有する

者

(カ) 高等学校（機械に関する専門課程）卒業後8年以上の機械設備設計の実務経験を有する者

(キ) 10年以上の機械設備設計の実務経験を有する者

注1 上記（オ）～（キ）に記す実務経験年数の2分の1以上を上限として、「機械設備設計の実務経験」を「機械設備工事施工の実務経験」に読み替えることができるものとする。

注2 「機械に関する」とは、「機械」「建築」など建築設備（機械設備）と関連のある名を冠する学科をいう。

注3 実務経験の年数は、一般事務等に従事した期間以外の在職期間とする。
一般事務等とは、建築設備との関連が少なく建築設備に関する知識及び技能の必要性が少ない業務（単なる写図、設計補助等）、建築設備に関する知識及び技能を必要としない内容の庶務、会計、労務等の業務等を指す。

オ その他の技術者

設計する建築物が建築士法の規定にて構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士に構造関係規定又は設備関係規定に適合するかどうかの確認を求めることが義務付けられている場合、基本設計においても当該資格を有する者に当該規定に適合しているかどうかを確認するものとする。

13 照査技術者

受注者は、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を選定し、その者の経歴及び資格を書面にて監督員に提出して承諾を得るものとする。照査技術者は、一級建築士資格取得後5年以上の実務経験を有する者でなければならない。

また、照査技術者は、管理技術者及び設計担当者を兼ねることができない。

なお、業務履行期間中において、その者が照査技術者として著しく不相当と監督員がみなした場合は、受注者は速やかに適正な措置を講じるものとする。

14 貸与品等

契約書第20条第1項に定める貸与品等は次のとおりとする。

(1) 貸与品

品名	数量	摘要
京都市美術館再整備基本計画	1	ファイル綴じ
設計業務委託要領	1	ファイル綴じ
京都市公共建築物低炭素仕様	1	ファイル綴じ
既存建物図面（本市にて保管分のみ）	1	ファイル綴じ
地質調査報告書	1	製本
測量報告書	1	製本
劣化度調査報告書	1	ファイル綴じ

(2) 支給品

品名	数量	摘要
特記仕様書（参考）	1	Word データ及び CAD データ
工事区分表（参考）	1	CAD データ
鉄筋コンクリート工事標準図（参考）	1	CAD データ
電気設備設計標準チェックリスト	1	Excel データ
機械設備設計標準チェックリスト	1	Excel データ
機器台帳	1	Excel データ

(3) 引渡等の場所

ア 引渡場所 公共建築建設課

イ 返却場所 公共建築建設課

(4) 引渡等の時期

ア 引渡時期 業務着手時

※ ただし、貸与品のうち「地質調査報告書」「測量報告書」については、別途実施する地質調査及び測量が完了次第、引き渡すものとする。

イ 返却時期 業務完了時

(5) 注意事項

受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって取扱わなければならない。万一、損傷した場合は、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

15 委託料の支払い条件

委託料は以下の条件で支払う。ただし、前金払の支払いは、受注者より請求があった場合のみ支払う。

(1) 前金払

委託料の30%以内とする。

(2) 部分払

部分払いは行わない。

(3) 完了払

完了後に支払う。

16 部外折衝等

(1) 受注者は、業務に先立ち現地調査を行い、現況を十分把握すると共に、特筆すべき内容は、監督員に書面により報告する。

(2) 受注者は、業務の実施に当たって、関係官公署等と部外折衝を要する場合は、速やかに監督員に書面により報告し、その指示に従い処理する。また、必要な申請業務は受注者が行う。

17 打合せ及び打合せ記録

受注者は、監督員及び関係官公署等との打合せを行った場合は、速やかに打合せ記録を作成し、その都度、監督員に提出する。

18 条件変更等

受注者は、契約書第22条第1項各号の一に該当する事実を発見したときは、同項の規定により、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

19 一時中止

京都市は、受注者が契約書及び設計図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、必要と認めた場合は、契約書第24条第2項の規定に基づき、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

20 履行期間の変更

受注者は、契約書第26条の規定に基づき、履行期間の延長変更を請求する場合は、延長理由、延長日数の算定根拠、修正した業務工程表及びその他必要な資料を監督員に提出しなければならない。

21 修補

受注者は、検査に合格しなかった場合は、契約書第35条第5項の規定に基づき、直ちに修補をしなければならない。なお、修補の期限及び修補完了の検査については、監督員を通じて、契約書第35号に規定する検査員（以下「検査員」という。）の指示に従うものとする。

22 成果物

(1) 成果物の図面は原則として第二原図としてはならない。なお、やむを得ず第二原図とする場合は、青焼後の判読が容易で、設計変更等による加筆・修正が行えるものとする。

(2) 引渡し成果物を、機械で読み取ることができる媒体によって提出することを指定された場合の著作権は、京都市に無償で譲渡する。

(3) 業務完了後15年間は受注者において成果物の設計図書等の写しを保存する。ただし、監督員が保存の必要がないとして指示した場合は、この限りではない。

(4) 設計図書において、使用する製品（グレードを含む。）や工法等を定める場合は、一般名称、標準仕様書に基づく種別、JIS規格及びJAS規格の型番等の記載によることを原則とするが、これらの記載だけでは製品等を特定することが困難な場合又は、設計図書の作成が著しく非効率となる場合に限り、以下に従い、参考として製造者（メーカー）名及び型番等を記載することができる。

ア 記載する製造者数は、原則3者以上とし、記載した製造者の少なくとも1者以上の型番等を記載する。

イ 製造者名及び型番等を記載する場合は、同等品以上の採用を認める旨の注記を併記する。ただし、設計上の理由で製品等を指定（特定）する必要がある場合は、この限りで

ない。

(5) 受注者は、監督員が指示し、これを承諾した場合は、履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行わなければならない。

23 検査及び引渡し

(1) 業務の完了を確認するための検査日時及び検査を行う場所は、受注者から業務完了通知が提出された後、検査員が決定する。

(2) 受注者は、あらかじめ成果物を整備のうえ、決定された検査日時及び検査場所にて、業務の完了を確認するための検査を受ける。

(3) 前号の検査は、受注者の立会のうえ、次に掲げる事項について行うものとする。

ア 成果物の検査

イ 業務管理状況の検査（業務の状況について、打合せ記録等により検査を行う。）

(4) 成果物の部分引渡しを行う場合は、前3号中「業務」とあるのは「部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「部分に係る成果物」と読み替えて、これらの規定を準用する。

(5) 受注者が引渡す成果物は、別表第4-1及び別表第4-2の該当欄に○印のある成果物とする。

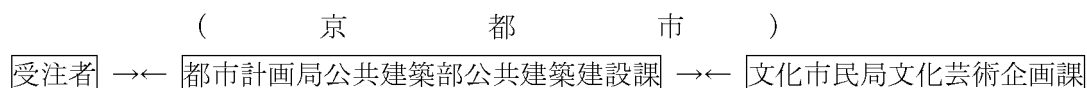
24 引渡し前における成果物の使用

京都市は、受注者の承諾を得た場合は、契約書第37条第1項の規定により、引渡し前においても、成果物の全部又は一部を使用することができる。

25 その他

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、受注者と発注者の間で協議を行うものとする。

26 業務連絡網



(適用基準図書の一覧)

(1) 建築

ア 設計指針に関するもの

- | | |
|---------------------------------|---------------|
| (ア) 建築設計基準及び同解説 | (一社)公共建築協会 |
| (イ) 官庁施設の基本的性能基準 | 国土交通省官庁営繕部 |
| (ウ) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 | 国土交通省官庁営繕部 |
| (エ) 官庁施設の総合耐震診断・改修基準 | 国土交通省官庁営繕部 |
| (オ) 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説 | (一財)日本建築防災協会 |
| (カ) 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震改修設計指針・同解説 | (一財)日本建築防災協会 |
| (キ) 建築行政・施行行政マニュアル | 京都市都市計画局建築指導部 |
| (ク) 京都市耐震計画指針 | 京都市都市計画局公共建築部 |
| (ケ) 京都市耐震計画基準の手引 | 京都市都市計画局公共建築部 |
| (コ) 京都市耐震診断マニュアル | 京都市都市計画局公共建築部 |

イ 設計図書作成に関するもの

- | | |
|------------------|------------|
| (ア) 建築工事設計図書作成基準 | (一社)公共建築協会 |
|------------------|------------|

ウ 各部設計の指針に関するもの

- | | |
|----------------------------|----------------|
| (ア) 建築構造設計基準及び同解説 | (一社)公共建築協会 |
| (イ) 京都市建築物のバリアフリーの促進に関する条例 | 京都市都市計画局建築指導部 |
| (ウ) 構内舗装・排水設計基準及び同解説 | (一社)公共建築協会 |
| (エ) 京都市雨水流出抑制施設設置技術基準 | 京都市上下水道局 |
| (オ) 建築構造設計基準及び建築構造設計基準の資料 | 国土交通省大臣官房官庁営繕部 |

エ 設計図書の一部として作成されているもの

- | | |
|-------------------------|------------------|
| (ア) 公共建築改修工事標準仕様書/建築工事編 | (一財)建築保全センター |
| (イ) 公共建築工事標準仕様書/建築工事編 | (一社)公共建築協会 |
| (ウ) 擁壁設計標準図 | (一社)公共建築協会 |
| (エ) 敷地調査共通仕様書 | (一社)公共建築協会 |
| (オ) 建築工事標準詳細図 | (一社)公共建築協会 |
| (カ) 建築物解体工事共通仕様書・同解説 | (一社)公共建築協会 |
| (キ) 公共建築木造工事標準仕様書 | (一社)公共建築協会 |
| (ク) 文部科学省建築工事標準仕様書 | 文部科学省大臣官房文教施設企画部 |

オ 建築積算に関するもの

- | | |
|--------------------------------|--------------------|
| (ア) 標準単価使用マニュアル | 京都市都市計画局 |
| (イ) 公共建築工事積算基準 | (一財)建築コスト管理システム研究所 |
| (ウ) 公共建築工事積算基準の解説/建築工事編 | (一財)建築コスト管理システム研究所 |
| (エ) 建築数量積算基準・同解説 | (一財)建築コスト管理システム研究所 |
| (オ) 建築工事内訳書作成要領/建築工事編・設備工事編 | (一財)建築コスト管理システム研究所 |
| (カ) 建築工事内訳書標準書式・同解説 | (一財)建築コスト管理システム研究所 |
| (キ) 建築工事見積標準書式集/建築工事編 | (一財)建築コスト管理システム研究所 |
| (ク) 建設工事標準歩掛 | 建設物価調査会 |
| (ケ) 工事歩掛要覧 | (一財)経済調査会 |
| (コ) 営繕積算システムR I B C 2内訳書作成システム | (一財)建築コスト管理システム研究所 |

カ その他

- | | |
|-----------------------------|----------------|
| (ア) 確認申請事前調査報告書 | 京都市都市計画局建築指導部 |
| (イ) 京都市公共建築デザイン指針 | 京都市都市計画局公共建築部 |
| (ウ) 京都市公共建築物低炭素仕様 | 京都市 |
| (エ) 京都市版建築法令実務ハンドブック | 京都市都市計画局建築指導部 |
| (オ) 木造計画・設計指針 | 国土交通省大臣官房官庁営繕部 |
| (カ) C A S B E E 京都について (HP) | 京都市都市計画局建築指導部 |

URL <http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000152813.html>

※ 上記資料等は必ず最新版を使用すること。

(適用基準図書の一覧)

(2) 設備

ア 設計指針に関するもの

- | | |
|----------------------------|---------------------|
| (ア) 建築設備計画基準 | (一社) 公共建築協会 |
| (イ) 建築設備設計基準 | (一社) 公共建築協会 |
| (ウ) 排水再利用・雨水利用システム計画基準・同解説 | (一社) 公共建築協会 |
| (エ) 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説 | (一社) 公共建築協会 |
| (オ) 建築設備耐震設計・施工指針 | (一財) 日本建築センター |
| (カ) 建築設備設計・施工上の運用指針 | (一財) 日本建築設備・昇降機センター |
| (キ) 建築物の省エネルギー基準と計算の手引 | (一財) 建築環境 省エネルギー機構 |
| (ク) 防災設備に関する指針 | (一社) 日本電設工業協会 |
| (ケ) 昇降機技術基準の解説 | (一財) 日本建築設備・昇降機センター |
| (コ) 給排水設備技術基準・同解説 | (一財) 日本建築センター |
| (サ) 換気・空調設備技術基準・同解説 | (一財) 日本建築設備・昇降機センター |
| (シ) ガス機器の設置基準及び実務指針 | (一財) 日本ガス機器検査協会 |
| (ス) 業務用ガス機器の設置基準及び実務指針 | (一財) 日本ガス機器検査協会 |
| (セ) 浄化槽の構造基準・同解説 | (一財) 日本建築センター |

イ 設計図書作成に関するもの

- | | |
|--------------------|-------------|
| (ア) 建築設備設計計算書作成の手引 | (一社) 公共建築協会 |
|--------------------|-------------|

ウ 設計図書の一部として作成されているもの

- | | |
|-----------------------------|---------------|
| (ア) 公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編) | (一財) 建築保全センター |
| (イ) 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) | (一社) 公共建築協会 |
| (ウ) 公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編) | (一社) 公共建築協会 |
| (エ) 公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編) | (一財) 建築保全センター |
| (オ) 公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) | (一社) 公共建築協会 |
| (カ) 公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) | (一社) 公共建築協会 |

エ 積算に関するもの

- | | |
|------------------------------|---------------------|
| (ア) 標準単価使用マニュアル | 京都市都市計画局 |
| (イ) 公共建築工事積算基準 | (一財) 建築コスト管理システム研究所 |
| (ウ) 公共建築工事積算基準の解説/設備工事編 | (一財) 建築コスト管理システム研究所 |
| (エ) 建築設備数量積算基準・同解説 | (一財) 建築コスト管理システム研究所 |
| (オ) 営繕積算システム RIBC2 内訳書作成システム | (一財) 建築コスト管理システム研究所 |
| (カ) 建築工事内訳書作成要領/建築工事編・設備工事編 | (一財) 建築コスト管理システム研究所 |

オ その他

- | | |
|-------------------|---------------|
| (ア) 京都市公共建築デザイン指針 | 京都市都市計画局公共建築部 |
| (イ) 京都市公共建築物低炭素仕様 | 京都市 |

※上記資料等は必ず最新版を使用すること。

第4章 別表

別表第1 基本設計に係る一般業務の内容及び範囲（建築・電気設備・機械設備）

告示15号の業務内容		業務内容	適用	備考
設計条件等の整理	条件整理	耐震性能や設備機能の水準など建築主から提示されるさまざまな要求その他の諸条件を設計条件として整理する。	全部	
	設計条件の変更等の場合の協議	整理した設計条件に変更がある場合においては、発注者に説明を求め又は発注者と協議する。	全部	
法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査	基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。	全部	
	計画通知に係る関係機関との打合せ	基本設計に必要な範囲で、計画通知申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。	全部	
上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。	全部	
基本設計方針の策定	総合検討	設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案する。	全部	
	基本設計方針の策定及び発注者への説明	総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、発注者に対して説明する。	全部	
基本設計図書の作成		基本設計方針に基づき、発注者と協議の上、基本設計図書を作成する。	全部	
概算工事費の検討		基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書を作成する。	全部	概算工事費の検討を行うにあたり必要な見積の徴集を含む
基本設計内容の発注者への説明等		作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について発注者の意向を確認する。また、基本設計図書を発注者に提出し、設計意図及び基本設計内容の総合的な説明を行う。	全部	

適用欄の文字の意味は下記のとおりとする。

全部：業務内容の全てを受注者の業務とする。

別表第2 追加業務の範囲（建築・電気設備・機械設備）

業 務 内 容	業 務 概 要	適用	備考
コージェネレーションシステム設置の検討	岡崎地域での公共施設エネルギーネットワーク構築に係るコージェネレーションシステムについて、美術館への導入に係る検討を実施し、報告書を作成する。	全部	
本館等の耐震診断及び概略補強設計	本館等の耐震診断及び概略補強設計を実施する。なお、耐震判定委員会の判定を取得する。	全部	
実施設計・施工一括請負発注に係る発注図書の作成支援	実施設計・施工一括請負発注に係る発注に必要な発注仕様書等の作成を支援する。	全部	
透視図の作成	設計案の透視図を作成する。 A3着色 鳥瞰2点（第1期，第2期完了時各1点），外観6点（第1期，第2期完了時各3点），内観8点（本館3点，本館中庭2点，新館3点）	全部	
透視図のカラーコピー	透視図のカラーコピーを実施する。 A3 ラミネート加工 各図面につき2部	全部	
模型製作及び写真撮影	別紙3に基づき模型を制作する。また模型の写真撮影を実施する。 カット数：10（カラー，データ共）	全部	

別表第3-1 業務委託の範囲の補足（建築）

委 託 内 容		該当印	業 務 概 要
基本設計	基本計画の見直し	○	基本計画の事業趣旨等を踏まえた見直し及び改善点の提案
	計画に関する調査協議	○	敷地及び周辺状況の調査
			関係法令の調査，関係官公署との協議
			施設管理者の要望及び施設利用条件の整理
			類似施設調査
	敷地調査等	○	既存建物，工作物，樹木，排水設備，電気設備，機械設備等の調査・測量及び図面の作成
		○	現況敷地の平面・高低，横断断面等の調査・測量及び図面の作成
		○	真北測定
	本館，収蔵庫棟及び事務所棟に係る劣化状況の調査	○	過去に実施した劣化度調査報告書を基に，設計に必要な既存建築物の劣化度の調査 【想定内容】 既存資料調査及び現地確認により，既存建築物の外壁，防水，建具，設備機器，設備配管等の劣化状況を調査する。
	文化庁公開承認施設に係る協議及び条件整理	○	文化庁公開承認施設に係る承認に向けた関係機関との協議，協議内容を反映した改修工事条件等の整理
	計画・検討	○	計画の経済性，施工性，安全性，機能性等の比較検討
			使用材料（性能，耐久性，実績，市場性）の比較検討
			各種技術資料の収集と比較検討，木造化の検討
			耐震仕様の検討（構造計画，構造一般図の作成を含む）
環境対策・省エネ・省資源の検討			
許認可を所管する処分庁が要求する説明資料（京都市美観風致審議会等における審議用資料を含む）			
配置計画の検討	○	敷地利用計画（屋外整備を含む）	
中庭整備計画の立案及び既存設備機器の移転計画の作成	○	本館中庭における憩いのスペースとしての有り方及び整備方針の提案，中庭に設置された設備機器における，本整備後に必要な性能及び設備機器の大きさ等の検討並びに２段階施工を踏まえた設備機器の移転計画の提案・作成	
日本庭園の保存活用方針の作成	○	敷地東側の日本庭園について，保存活用を前提とした積極的な活用方法の提案	
サイン計画の立案	○	視認性，多言語表記等によりユニバーサルデザインに配慮し，かつ岡崎地域全体での統一感を考慮した外部，内部のサインの設置位置及びサインデザイン等の立案	
ライトアップ計画の立案	○	岡崎地域における美術館の位置付けを考慮し，歴史的価値のある本館を魅力的に演出する照明の配置，照明器具の選定，例示等の実施	
設計説明書の作成	○	実施設計方針（調査・協議・計画・検討のまとめ）	
		計画概要・基本設計図 等	

	工事費概算書の作成	○	種目及び主な科目及び細目の概算（工事費配分計画を含む）
	設計案確定の為の検討資料及び関係者等説明用プレゼンテーション資料の作成	○	設計案確定の過程で検討した内容の整理，設計案の要点を整理した関係者等に対するプレゼンテーション用資料の作成
	2段階施工を想定した場合における仮設計画，スケジュール等の作成	○	2段階施工を想定した場合における第1期及び第2期施工時の仮設計画及びスケジュール等の作成
	実施設計・施工一括請負発注に係る設計図書の作成支援	○	基本設計を踏まえた実施設計・施工一括請負発注に必要な発注仕様書，工事費概算書，請負契約書案等の作成支援
その他	耐震診断及び概略補強設計	○	本館等に係る耐震診断及び概略補強設計の実施，報告書の作成，耐震判定委員会等における耐震診断判定取得（注1）
	透視図	○	A3版（着色） 鳥瞰2点，外観6点，内観8点
	模型	○	基本設計案の模型の制作及び写真撮影
	保全資料の作成	—	建築基準法第12条の規定に基づく建築物の定期点検に要する図書の作成（図面及びデータで提出すること）
—		「施設保全の手引き」作成（注2） 施設台帳の作成，マイクロフィルム台帳の作成	

（注1）耐震診断の判定手数料については，受託者の負担とする。

（注2）「企画設計課「施設保全の手引き」の作成要領」に基づく保全計画書をいう。

ただし，実施設計時に記載可能な部分に限る。

別表第3-2 業務委託の範囲の補足（設備）

委託内容	該当印	業務概要
基本計画の見直し	○	基本計画の事業趣旨等を踏まえた見直し及び改善点の提案
計画に関する調査協議	○	現地調査，企業者協議（電力，電話，ガス，上下
	—	テレビアンテナ設置に係る電解強度測定，テレビ電波障害地域机上検討
	○	関係法令の調査，関係官公署との協議 施設管理者の要望，施設利用条件の整理 類似施設調査
本館，収蔵庫棟及び事務所棟に係る劣化状況の調査	○	過去に実施した劣化度調査報告書を基に，設計に必要な既存建築物の劣化度の調査 【想定内容】 既存資料調査及び現地確認により，既存建築物の外壁，防水，建具，設備機器，設備配管等の劣化状況を調査する。
文化庁公開承認施設に係る協議及び条件整理	○	文化庁公開承認施設に係る承認に向けた関係機関との協議，協議内容を反映した改修工事条件等の
計画・検討	○	設備方式の検討（比較検討を含む）
	○	技術資料の収集，使用機材の検討
	○	計画数値の検討，主要機器概算容量の算出 耐震仕様の検討・環境対策・省エネ・省資源の検討 維持管理（LCC，資格者，法定・自主点検等） 設備スペース，主要機材の配置，主要機器搬出入 他工事との調整
中庭整備計画の立案及び既存設備機器の移転計画の作成	○	本館中庭における憩いのスペースとしての有り方及び整備方針の提案，中庭に設置された設備機器における，本整備後に必要な性能及び設備機器の大きさ等の検討並びに2段階施工を踏まえた設備機器の移転計画の提案・作成
ライトアップ計画の立案	○	岡崎地域における美術館の位置付けを考慮し，歴史的価値のある本館を魅力的に演出する照明の配置，照明器具の選定，例示等の実施
設計説明書の作成	○	実施設計方針（調査・協議・計画・検討のまと
工事費概算書の作成	○	設備種目毎の概算
設計案確定の為の検討資料及び関係者等説明用プレゼンテーション資料の作成	○	設計案確定の過程で検討した内容の整理，設計案の要点を整理した関係者等に対するプレゼンテーション用資料の作成
2段階施工を想定した場合における仮設計画，スケジュール等の作成	○	2段階施工を想定した場合における第1期及び第2期施工時の仮設計画及びスケジュール等の作成
実施設計・施工一括請負発注に係る設計図書の作成支援	○	基本設計を踏まえた実施設計・施工一括請負発注に必要な発注仕様書，工事費概算書，請負契約書案等の作成支援

基本設計

その他	コージェネレーションシステム 設置の検討	○	岡崎地域での公共施設エネルギーネットワークを構築するためのコージェネレーションシステム設置における、技術的視点から設置に係る問題点の抽出・整理及び解決案の検討・提案
	保全資料の作成	—	建築基準法第12条の規定に基づく建築物の定期点検に要する図書の作成（図面及びデータで提出
		—	「施設保全の手引き」作成（注1） 施設台帳の作成，マイクロフィルム台帳の作成

（注1）「企画設計課「施設保全の手引き」の作成要領」に基づく保全計画書をいう。

ただし，実施設計時に記載可能な部分に限る。

別表第4-1 引渡し成果物（建築）

該当印	名 称	提出部数		備 考
		原 紙	複 写	
基本設計				
○	設計説明書	6	—	設備部分を含む、タイトル印刷製本
○	法令調査報告書	1	2	データ共
○	敷地調査報告書	1	2	現況図、現況写真、データ共
●	基本設計図書（調査・協議書）	1	2	データ共
●	〃（計画・検討書）	1	2	データ共
●	〃（配置計画図）	1	2	データ共
●	〃（工事費概算書）	1	2	データ共
その他				
●	劣化度調査報告書	1	1	データ共 設備部分を含む。
●	耐震診断及び概略補強設計報告書	1	1	データ共
○	透視図及びカラーコピー（ラミネート加工）	2	2	データ共 外観の指定箇所 A3版
○	模型及び模型写真	2	2	データ共
○	協議記録（関係官公署 他）	1	1	押印
○	打合せ記録（監督員）	1	1	押印
○	各種技術資料・検討記録	1	1	必要な場合
●	プレゼンテーション資料	1	1	データ共 設備部分を含む。
—	施設台帳	1	—	エクセル データ共
—	マイクロフィルム台帳	1	—	エクセル データ共
—	建築設計資料	1	—	エクセル データ共
—	営繕工事積算チェックリスト（建築工事編）	1	—	データ共
—	施設保全の手引き	1	1	データ共 設備部分を含む。
—	CASBEE 京都の検討・評価資料	1	—	データ共

※ 備考欄にデータの特記のあるものは、データ及び紙の出力の両方を提出する。CAD 電子納品はオリジナル CAD, SXF, jww, 及び PDF とする。いずれの形式においても同等の出力が可能なよう、線の太さ等の設定を行うこと。

※ すべての成果物は、設計図（意匠図及び構造図）を除き、原則として A4 版のファイル（表紙と背表紙にタイトル付）にて提出するものとする。

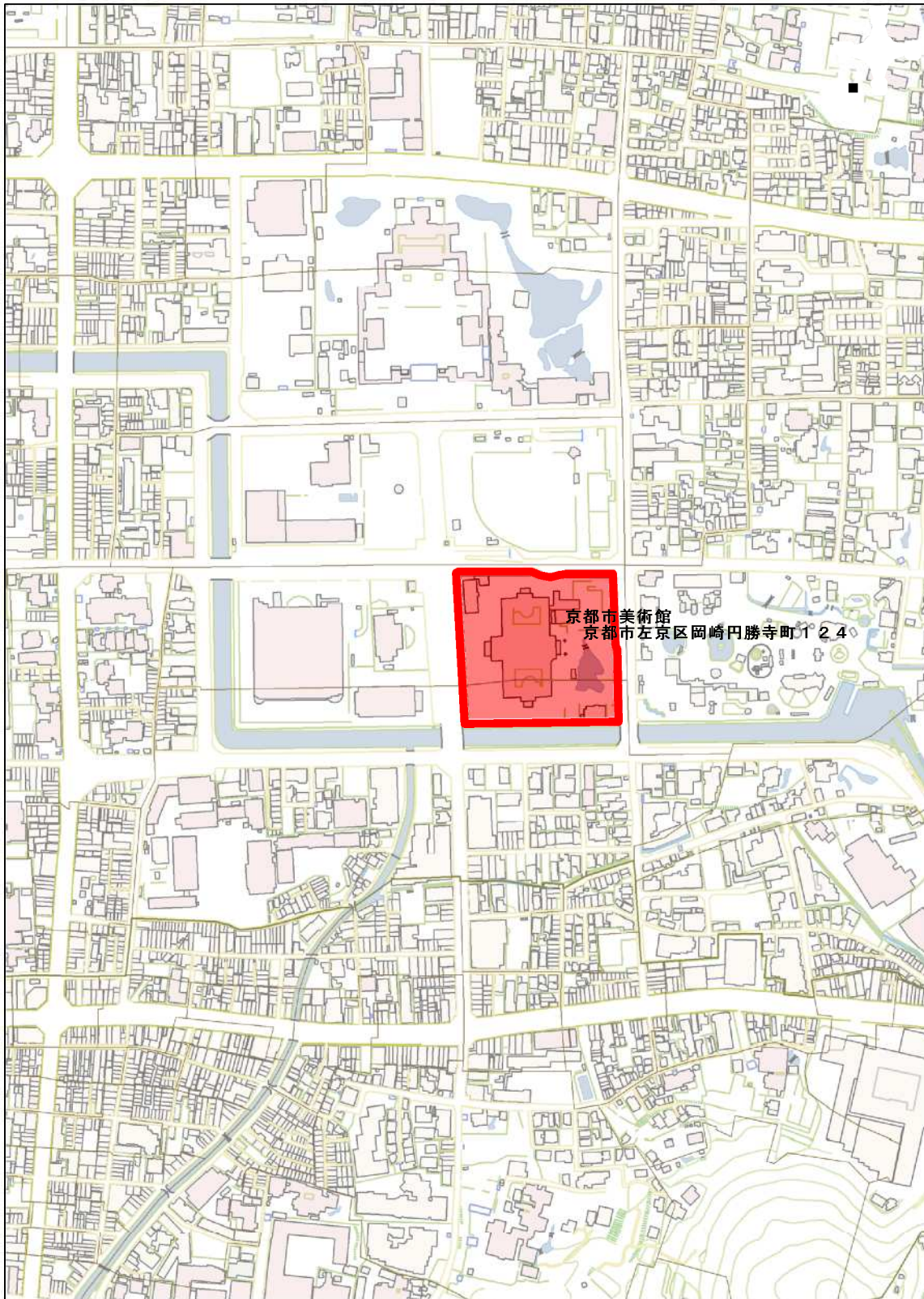
※ 電子納品の対象となった成果物については、データも提出すること。

※ 該当印欄に●の記載があるものについては、平成28年3月15日頃を目途に完成すること。

別表第4-2 引渡し成果物（設備）

該当印	名 称	提出部数		備 考
		原 紙	複 写	
基本設計				
○	設計説明書	6	—	建築と合冊
○	報告書（法規調査，敷地調査）	1	2	
—	報告書（テレビ電波電界強度調査・テレビ電波受信障害地域調査）	—	—	
●	基本設計図書（調査・協議書）	1	2	データ共
●	〃（計画・検討書）	1	2	データ共
●	〃（配置計画図）	1	2	データ共
●	〃（工事費概算書）	1	2	データ共
その他				
○	協議記録（関係官公署 他）	1	1	押印
○	各種技術資料・検討記録	1	1	
○	打合せ記録（監督員）	1	1	押印

- ※ 備考欄にデータの特記のあるものは，データ及び紙の出力の両方を提出する。CAD 電子納品はオリジナル CAD, SXF, jww, 及び PDF とする。いずれの形式においても同等の出力が可能なよう，線の太さ等の設定を行うこと。
- ※ すべての成果物は，設計図（意匠図及び構造図）を除き，原則としてA4版のファイル（表紙と背表紙にタイトル付）にて提出するものとする。
- ※ 電子納品の対象となった成果物については，データも提出すること。
- ※ 該当印欄に●の記載があるものについては，平成28年3月15日頃を目途に完成すること。



本館等の改修等工事 想定工事概要表

本館等の改修等工事における各室等の工事概要を示す。

1 本館及び収蔵庫棟

場所	工事概要
展示室 1階北ゾーン (101, 102, 103, 104, 105) 展示室 1階南ゾーン (106, 107, 108, 109, 110)	<ul style="list-style-type: none"> ●建築工事 <ul style="list-style-type: none"> ・防火区画壁新設（防火区画上に区画壁を改修及び新設する。） ・展示室内の展示壁（内壁）撤去・新設 ・断熱化（内断熱） ・床補修（床材の貼替えなど） ・天井の新設 ・建具の防火改修（防火区画上の建具を特定防火設備等に改修する。） ・劣化建具の改修 ・展示ケース，展示壁（天井吊式）の新設 ・その他，必要な建築工事（サイン改修等） ※1階北ゾーン 104号室は，展示室を区画してサービスルートを新設する。 ●電気設備工事 <ul style="list-style-type: none"> ・照明器具の撤去・新設 ・展示ケース用電源設備の新設 ・非常放送，非常用照明及び誘導灯等の新設 ・監視カメラ等の設置 ・防火設備等に連動する感知器等の設置等 ・その他，必要な電気設備工事 ●空調・衛生設備工事 <ul style="list-style-type: none"> ・空調設備の撤去・新設 ※恒温恒湿型（22～26℃±1℃，40～55%±5%RH）とする。 ・排煙設備，換気設備の撤去・新設 ・空調設備の展示ケース対応設備の新設 ・ガス系消火設備の新設 ・その他，必要な空調・衛生設備工事
1階北広間 北地下広間 (展示室利用を想定)	<ul style="list-style-type: none"> ●建築工事 <ul style="list-style-type: none"> ・床タイル，天井の補修 ・漆喰壁の修復及び壁面の補修 ・その他，必要な建築工事（サイン改修等） ●電気設備工事 <ul style="list-style-type: none"> ・照明器具の撤去・新設 ・ベース照明の追加 ・非常放送，非常用照明及び誘導灯等の新設 ・監視カメラ等の設置 ・防火設備等に連動する感知器等の設置等 ・その他，必要な電気設備工事 ●空調・衛生設備工事 <ul style="list-style-type: none"> ・空調設備の撤去・新設 ※一般的な空調（22～26℃，40～60%RH）とする。 ・排煙設備，換気設備の撤去・新設 ・ガス系消火設備の新設

	<ul style="list-style-type: none"> ・その他, 必要な空調・衛生設備工事
1階 北玄関, 南玄関, 南 広間 2階 南北階段室	<ul style="list-style-type: none"> ●建築工事 <ul style="list-style-type: none"> ・床タイル, 天井の補修 ・漆喰壁の修復及び壁面の補修 ・その他, 必要な建築工事 (サイン改修等) ●電気設備工事 <ul style="list-style-type: none"> ・既設照明器具のLED化 ・ベース照明の追加 ・非常放送, 非常用照明及び誘導灯等の新設 ・監視カメラ等の設置 ・防火設備等に連動する感知器等の設置等 ・その他, 必要な電気設備工事 ●空調・衛生設備工事 <ul style="list-style-type: none"> ・空調開口部の補修 ・排煙設備, 換気設備の撤去・新設 ・給排水設備の撤去・新設 ・スプリンクラー設備の設置 ・その他必要な空調・衛生設備工事
1階東玄関, 広間 2階東階段室	<ul style="list-style-type: none"> ●建築工事 <ul style="list-style-type: none"> ・床タイル, 天井の補修 ・壁面の補修 ・その他, 必要な建築工事 (サイン改修等) ・南北展示ゾーンを結ぶ中廊下の設置工事 (エアタイト仕様) ●電気設備工事 <ul style="list-style-type: none"> ・既設照明器具のLED化 ・ベース照明の追加 ・荷物用エレベーターを人荷用エレベーターへ更新 ・非常放送, 非常用照明及び誘導灯等の新設 ・監視カメラ等の設置 ・防火設備等に連動する感知器等の設置等 ・その他, 必要な電気設備工事 ●空調設備工事 <ul style="list-style-type: none"> ・空調開口部の補修 ・排煙設備, 換気設備の撤去・新設 ・給排水設備の撤去・新設 ・スプリンクラー設備の設置 ・その他, 必要な空調設備工事
展示室 2階北ゾーン (201, 202, 203, 204, 205 , 206)	<ul style="list-style-type: none"> ●建築工事 <ul style="list-style-type: none"> ・防火区画壁新設 (防火区画上に区画壁を改修及び新設する。) ・展示室内の展示壁 (内壁) 撤去・新設 ・断熱化 (内断熱) ・床補修 (床材の貼替えなど) ・高窓部分の仕上補修 (塗替えなど) ・天井の新設 ・建具の防火改修 (防火区画上の建具を特定防火設備等に改修する。) ・劣化建具の改修 ・2階展示室上部高窓, 紫外線対策のための建具更新 ・展示壁 (天井吊式) の新設

	<ul style="list-style-type: none"> ・その他、必要な建築工事（サイン改修等） ●電気設備工事 <ul style="list-style-type: none"> ・照明器具の撤去・新設 ・展示ケース用電源設備の新設 ・非常放送，非常用照明及び誘導灯等の新設 ・監視カメラ等の設置 ・防火設備等に連動する感知器等の設置等 ・その他，必要な電気設備工事 ●空調・衛生設備工事 <ul style="list-style-type: none"> ・空調設備の撤去・新設 ※恒温恒湿型（22～26℃±1℃，40～55%±5%RH）とする。 ・排煙設備，換気設備の撤去・新設 ・空調設備の展示ケース対応設備の新設 ・ガス系消火設備の撤去・新設 ・その他，必要な空調・衛生設備工事
2階 東広間	<ul style="list-style-type: none"> ●建築工事 <ul style="list-style-type: none"> ・防火区画壁新設（防火区画上に区画壁を改修及び新設する。） ・展示室内の展示壁（内壁）撤去・新設 ・断熱化（内断熱） ・床補修（床材の貼替えなど） ・高窓部分及び天井の仕上補修（塗替えなど） ・建具の防火改修（防火区画上の建具を特定防火設備等に改修する。） ・劣化建具の改修 ・2階展示室上部高窓，紫外線対策のための建具更新工事 ・新規トレの新設（間仕切り壁の新設，建具の新設，内装改修） ・その他，必要な建築工事（サイン改修等） ●電気設備工事 <ul style="list-style-type: none"> ・照明器具の撤去・新設 ・展示用照明設備 ・非常放送，非常用照明及び誘導灯等の新設 ・監視カメラ等の設置 ・防火設備等に連動する感知器等の設置等 ・新設トレに係る照明設備，緊急呼出設備等の新設 ・その他，必要な電気設備工事 ●空調・衛生設備工事 <ul style="list-style-type: none"> ・空調設備の撤去・新設 ※一般的な空調（22～26℃，40～60%RH）とする。 ・排煙設備，換気設備の撤去・新設 ・ガス系消火設備の撤去・新設 ・新設トレに係る衛生設備・衛生器具の新設 ・その他，必要な空調・衛生設備工事
展示室 2階南ゾーン (208, 209, 210, 211, 212, 213)	<ul style="list-style-type: none"> ●建築工事 <ul style="list-style-type: none"> ・防火区画壁新設（防火区画上に区画壁を改修及び新設する。） ・展示室内の展示壁（内壁）撤去・新設 ・断熱化（内断熱） ・床補修（床材の貼替えなど） ・高窓部分及び天井の仕上補修（塗替えなど） ・建具の防火改修（防火区画上の建具を特定防火設備等に改修する。）

	<ul style="list-style-type: none"> ・劣化建具の改修 ・2階展示室上部高窓，紫外線対策のための建具更新工事 ・展示壁（天井吊式）の新設 ・その他，必要な建築工事（サイン改修等） ●電気設備工事 <ul style="list-style-type: none"> ・照明器具の撤去・新設 ・展示用照明設備 ・非常放送，非常用照明及び誘導灯等の新設 ・監視カメラ等の設置 ・防火設備等に連動する感知器等の設置等 ・その他，必要な電気設備工事 ●空調・衛生設備工事 <ul style="list-style-type: none"> ・空調設備の撤去・新設 ※一般的な空調（22～26℃，40～60%RH）とする。 ・排煙設備，換気設備の撤去・新設 ・ガス系消火設備の撤去・新設 ・その他，必要な空調・衛生設備工事
2階 207号室・休憩室、控室	<ul style="list-style-type: none"> ●建築工事 <ul style="list-style-type: none"> ・防火区画壁新設（防火区画上に区画壁を改修及び新設する。） ・展示室内の展示壁（内壁）撤去・新設 ・断熱化（内断熱） ・床補修（床材の貼替えなど） ・高窓部分及び天井の仕上補修（塗替えなど） ・建具の防火改修（防火区画上の建具を特定防火設備等に改修する。） ・劣化建具の改修 ・2階展示室上部高窓，紫外線対策のための建具更新工事 ・新規間仕切り壁及び建具工事 ・その他，必要な建築工事（サイン改修等） ●電気設備工事 <ul style="list-style-type: none"> ・照明器具の撤去・新設 ・展示用照明設備 ・非常放送，非常用照明及び誘導灯等の新設 ・監視カメラ等の設置 ・防火設備等に連動する感知器等の設置等 ・控室厨房電源工事（別計量） ・その他，必要な電気設備工事 ●空調・衛生設備工事 <ul style="list-style-type: none"> ・空調設備の撤去・新設 ※一般的な空調（22～26℃，40～60%RH）とする。 ・排煙設備，換気設備の撤去・新設 ・ガス系消火設備の撤去・新設 ・控室の厨房用空調・衛生設備工事 ・その他，必要な空調・衛生設備工事
大展示室	<ul style="list-style-type: none"> ●建築工事 <ul style="list-style-type: none"> ・防火区画壁新設（防火区画上に区画壁を改修及び新設する。） ・展示室内の展示壁（内壁）撤去・新設 ・断熱化（内断熱） ・土間床の撤去新設 ※積載荷重 1000 kg/m²程度とする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・高窓部分の仕上補修（塗替えなど） ・建具の防火改修（防火区画上の建具を特定防火設備等に改修する。） ・劣化建具の改修 ・2階展示室上部高窓，紫外線対策及び排煙窓化のための更新工事 ・その他，必要な建築工事（サイン改修等） ●電気設備工事 <ul style="list-style-type: none"> ・照明器具の撤去・新設 ・非常放送，非常用照明及び誘導灯等の新設 ・監視カメラ等の設置 ・防火設備等に連動する感知器等の設置等 ・コンセントの撤去・新設（一般，展示用） ・その他，必要な電気設備工事 ●空調・衛生設備工事 <ul style="list-style-type: none"> ・空調設備の撤去・新設 ※一般的な空調（22～26℃，40～60%RH）とする。 ・排煙設備，換気設備の撤去・新設 ・給排水設備の撤去・新設 ・スプリンクラー設備の設置 ・その他，必要な空調・衛生設備工事
<p style="text-align: center;">1階 西玄関，広間 2階 広間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●建築工事 <ul style="list-style-type: none"> ・床タイル，天井の補修 ・壁面の補修 ・2階天井ステンドグラスの補修 ・その他，必要な建築工事（サイン改修等） ●電気設備工事 <ul style="list-style-type: none"> ・既設照明器具のLED化 ・ベース照明の追加 ・乗用エレベーターの改修 ・非常放送，非常用照明及び誘導灯等の新設 ・監視カメラ等の設置 ・防火設備等に連動する感知器等の設置等 ・その他，必要な電気設備工事 ●空調・衛生設備工事 <ul style="list-style-type: none"> ・空調開口部の補修 ・排煙設備，換気設備の撤去・新設 ・給排水設備の撤去・新設 ・スプリンクラー設備の設置 ・その他，必要な空調・衛生設備工事
<p style="text-align: center;">1階 西事務室 南事務室（2室） 北事務室（2室）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●建築工事 <ul style="list-style-type: none"> ・床，壁，天井，建具の補修 ・その他，必要な建築工事（サイン改修等） ●電気設備工事 <ul style="list-style-type: none"> ・照明器具の撤去・新設 ・非常用照明及び誘導灯等の新設 ・その他，必要な電気設備工事 ●空調設備工事 <ul style="list-style-type: none"> ・空調設備の撤去・新設 ※一般的な空調（22～26℃，40～60%RH）とする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・排煙設備，換気設備の撤去・新設 ・その他，必要な空調設備工事
2階 西次室	<ul style="list-style-type: none"> ●建築工事 <ul style="list-style-type: none"> ・床，壁，天井，建具の補修 ・その他，必要な建築工事（サイン改修等） ●電気設備工事 <ul style="list-style-type: none"> ・照明器具の撤去・新設 ・非常用照明及び誘導灯等の新設 ・その他，必要な電気設備工事 ●空調設備工事 <ul style="list-style-type: none"> ・空調設備の撤去・新設 ※一般的な空調（22～26℃，40～60%RH）とする。 ・排煙設備，換気設備の撤去・新設 ・その他，必要な空調設備工事
2階 西貴賓室	<ul style="list-style-type: none"> ●建築工事 <ul style="list-style-type: none"> ・床，壁，天井，建具の補修 ・その他，必要な建築工事（サイン改修等） ●電気設備工事 <ul style="list-style-type: none"> ・照明器具の撤去・新設 ・非常用照明及び誘導灯等の新設 ・その他，必要な電気設備工事 ●空調設備工事 <ul style="list-style-type: none"> ・空調設備の撤去・新設 ※一般的な空調（22～26℃，40～60%RH）とする。 ・排煙設備，換気設備の撤去・新設 ・その他，必要な空調設備工事
2階 西貴賓室脇トイレ、前室	<ul style="list-style-type: none"> ●建築工事 <ul style="list-style-type: none"> ・床，壁，天井，建具の補修 ・その他，必要な建築工事（サイン改修等） ●電気設備工事 <ul style="list-style-type: none"> ・照明器具の撤去・新設 ・非常用照明及び誘導灯等の新設 ・その他，必要な電気設備工事 ●空調・衛生設備工事 <ul style="list-style-type: none"> ・空調設備の撤去・新設 ※一般的な空調（22～26℃，40～60%RH）とする。 ・排煙設備，換気設備の撤去・新設 ・衛生器具の撤去・新設 ・その他，必要な空調・衛生設備工事
既存トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ●建築工事 <ul style="list-style-type: none"> ・床，壁，天井の補修 ・間仕切り壁の撤去新設 ・建具の改修 ・その他，必要な建築工事 ●電気設備工事 <ul style="list-style-type: none"> ・照明器具の撤去・新設 ・緊急呼出設備，非常放送及び誘導灯等の新設 ・その他，必要な電気設備工事

	<ul style="list-style-type: none"> ●衛生設備工事 <ul style="list-style-type: none"> ・給排水設備の撤去・新設 ・衛生器具の撤去・新設 ・換気器具の撤去・新設 ・その他，必要な衛生設備工事 <p>※東玄関部分にあるトイレは，館外利用者に対応できるものとする。</p>
廊下等共用部	<ul style="list-style-type: none"> ●建築工事 <ul style="list-style-type: none"> ・床，壁，天井の補修 ・その他，必要な建築工事（サイン改修等） ●電気設備工事 <ul style="list-style-type: none"> ・照明器具の撤去・新設 ・非常用照明及び誘導灯等の新設 ・その他，必要な電気設備工事 ●空調設備工事 <ul style="list-style-type: none"> ・空調設備の撤去・新設 ※一般的な空調（22～26℃，40～60%RH）とする。 ・排煙設備，換気設備の撤去・新設 ・その他，必要な空調設備工事
屋根	<ul style="list-style-type: none"> ●建築工事 <ul style="list-style-type: none"> ・防水及び樋等の撤去・新設 ・銅版屋根の葺き替え ・その他，必要な建築工事
外壁・外部建具	<ul style="list-style-type: none"> ●建築工事 <ul style="list-style-type: none"> ・外壁タイルの補修（全面打診調査含む） ・劣化建具の改修 ・その他，必要な建築工事
南北中庭	<ul style="list-style-type: none"> ●建築工事 <ul style="list-style-type: none"> ・鉄骨屋根の設置 想定規模等：S造 1階 床面積約 920 m²程度 ・その他，必要な建築工事（サイン改修等） ●電気設備工事 <ul style="list-style-type: none"> ・電源の新設 ・照明設備の新設 ・監視カメラ等の設置 ・その他，必要な電気設備工事 ●衛生設備工事 <ul style="list-style-type: none"> ・給排水設備の新設 ・屋内消火栓等消火設備の新設 ・その他，必要な衛生設備工事
収蔵庫	<ul style="list-style-type: none"> ●建築工事 <ul style="list-style-type: none"> ・屋根の防水改修工事 ・床，壁，天井の補修 ・その他，必要な建築工事 ●電気設備工事 <ul style="list-style-type: none"> ・照明器具の撤去・新設 ・非常用照明及び誘導灯等の新設 ・その他，必要な電気設備工事

	<ul style="list-style-type: none"> ●空調・衛生設備工事 <ul style="list-style-type: none"> ・空調設備の撤去・新設 ※恒温恒湿型（22～26℃±1℃，40～55%±5%RH）とする。 ・排煙設備，換気設備の撤去・新設 ・衛生器具の撤去・新設 ・その他，必要な空調・衛生設備工事
--	--

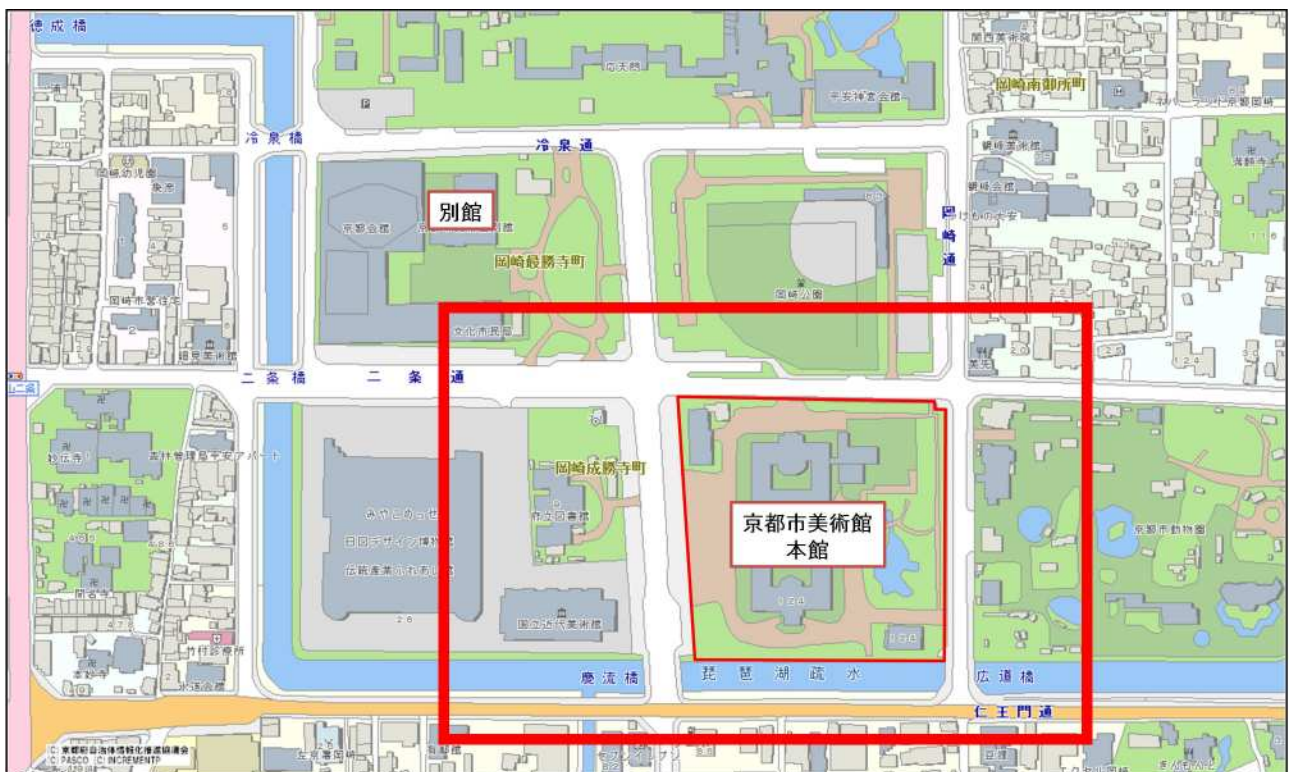
2 事務所棟

場所	工事概要
事務所棟改修	<ul style="list-style-type: none"> ●建築工事 <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の改修 ・劣化建具の改修 ・内装の改修 ・その他，必要な建築工事（サイン改修等） ●電気設備工事 <ul style="list-style-type: none"> ・照明設備の撤去・新設 ・動力電源設備の撤去・新設 ・非常放送及び誘導灯等の新設 ・監視カメラの設置 ・その他，必要な電気設備工事 ●空調・衛生設備工事 <ul style="list-style-type: none"> ・空調設備の撤去・新設 ※一般的な空調（22～26℃，40～60%RH）とする。 ・換気設備撤去・新設 ・消火設備の撤去・新設 ・衛生設備・衛生器具の撤去・新設 ・衛生器具等の撤去・新設 ・その他，必要な空調・衛生設備工事

模型仕様書

計画建物の形態・意匠，敷地および周辺状況の概要がわかるものとする。

- 1 縮 尺：1/500程度
- 2 製作範囲：敷地，周辺道路，建物，屋外付帯，植栽等を表現する。
- 3 使用材料：スチレンボード，スタイロフォーム，プラスチック，木材，金属，スポンジ，木粉，洋紙，塗装等
- 4 表現等
 - 計画建物：スチレンボード，スタイロフォームなどで製作し，塗装・紙等で表現する。
 - 周辺建物：ボリューム簡略表現
 - 外構：塗装，厚紙等
 - 植栽：銅線，スポンジ，粉末，塗装等
 - 設備機器等：ボリューム簡略表現
 - その他：人，自動車，門扉等を表現
 - 展示用透明クリアケース・銘板，方位板有り
 - 模型台は，木製キャンパス（合板張）塗装等



模型製作想定範囲を示す。